

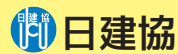
単身赴任者の帰宅旅費非課税化にむけて 帰宅旅費は課税されているのを知っていますか？

協賛団体

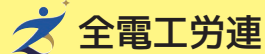


建設産労懇

建設産労懇は、正式名称を建設産業労働組合懇話会といい、1986年1月に結成された組織です。「日建協」「全電工労連」「通建連合」「道建労協」「基幹労連建設部会」「長谷エグループ労働組合」の6つの団体（組合員総数 約11万6千人）で構成され、賃金交渉や労働条件・諸制度に関する情報交換、セミナーへの相互参加、提言活動など、建設産業で働く組合員の労働環境改善にむけて協働した取り組みを行っています。



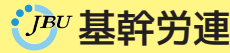
日建協
日本建設産業職員労働組合協議会（約 40,000 人）



全電工労連
（約 45,400 人）



通建連合
情報通信設備建設労働組合連合会（約 20,200 人）



基幹労連
日本基幹産業労働組合連合会建設部会（約 3,300 人）



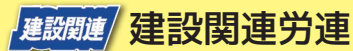
道建労協
道路建設産業労働組合協議会（約 6,400 人）



長谷エグループ労働組合
（約 1,300 人）

建設関連労連

建設関連労連は、正式名称を全国建設関連産業労働組合連合会といい、1970年3月に「測量・地質調査・建設コンサルタント・建築事務所」など建設関連業における労働組合の横断的な連携組織として結成され、半世紀を超える歴史を持つ産業別の労働組合です。組合員が数名の小さな組合から200人を超える組合まで32組合約3,000名の仲間が加盟し、『生き生きとした労働とゆとりある生活をめざして』活動を続けています。



全国建設関連産業労働組合連合会（約 3,000 人）



「日建協」34 加盟組合

青木あすなろ建設職員組合	五洋建設労働組合	銭高組労働組合	東鉄工業労働組合	西松建設職員組合	松村組職員組合	名工建設職員組合
浅沼組職員組合	佐藤工業職員組合	大鉄工業労働組合	東洋建設職員労働組合	日本国土開発コミュニケーション協議会	馬淵建設職員組合	森本組労働組合
安藤・間職員組合	佐藤秀労働組合	大日本土木労働組合	戸田建設職員組合	野村労働組合	丸彦渡辺建設職員組合	横河ブリッジ労働組合
奥村組職員組合	シミズユニオン	大豊建設労働組合	飛鳥建設労働組合	ピーエス・コンストラクション労働組合	三井住友建設社員組合	RN建設職員組合
鴻池組労働組合	鈴与三和グループ労働組合	鉄建建設職員組合	中山組職員労働組合	フジタ職員組合	宮地エンジニアリング労働組合	



<http://nikkenkyo.jp/>

日本建設産業職員労働組合協議会



2026年8月発行

私たちは「単身赴任者の 帰宅旅費非課税化」を求めています

企業より支払われる単身赴任者の帰宅旅費は、課税所得とされています。これに伴い、単身赴任者は実質的な所得が増えていないにもかかわらず、各種税金が増えるなど可処分所得が減少してしまいます。私たちの働く建設産業は、社会資本整備の要であり、国民生活の安全・安心を支える国土の守り手という、普遍的役割を担っています。故に、そこで働く者は、必要不可欠な労働者としての気概を持ち、その業務に従事しています。建設工事は、現地単品受注生産（有期事業）であり、遠隔地での仕事や緊急性を要する場合もあることから家族の帯同が叶わず、直近の調査では作業所勤務者の4割を超える方が単身赴任を余儀なくされています。このような点を踏まえ私たちは、単身赴任によって二重生活を余儀なくされている組合員の、経済的負担の軽減を目指して、「単身赴任者の帰宅旅費非課税化」を求めています。



そもそも帰宅旅費って何ですか??

単身赴任者が週末等に家族が待つ自宅に帰るために、会社から支給される交通費のことです。組合員(既婚者)の27.3%が単身赴任をしています。また、作業所勤務の4割を超える方が単身赴任を余儀なくされています。(日建協 2023 時短アンケート)



非課税化ってありますけど、何のことですか? 何か問題なのですか?

現行の税制度では、通勤費は一定額までは非課税で、原則として所得税がかからないのに、帰宅旅費については全額課税されます。そのため、自宅通勤の時と比較すると**手取り収入が減ります**。



え? そうなんですか。詳しく教えてください。

具体例で説明します。仮に東京都中央区に自宅があるAさんとBさんがいます。Aさんは自宅通勤、Bさんは大阪に単身赴任していて、帰宅旅費として会社から1年間に72万円(※)の交通費(実費)が支給されるという前提です。(※東京-新大阪間の交通費15,000円×2(往復)×24回(月2回)=年間72万円)



所得税に及ぼす影響

AさんBさんの設定条件 → 自宅:東京都中央区 年齢:45歳
年収:750万円 家族構成:配偶者(扶養)、子供2人(中学生、高校生)

※ 問題をシンプルにするため別居手当は考慮せず、住宅ローンや生命保険料等の所得控除はないものとする。

Aさん(自宅通勤)	Bさん(大阪に単身赴任)
給与支給額: 750万円	給与支給額: 822万円 (750万円+72万円)
給与控除額: ▲ 185万円	給与控除額: ▲ 192.2万円
給与所得: 565万円	給与所得: 629.8万円
その他控除: ▲ 234.3万円	その他控除: ▲ 244.9万円
課税所得: 330.7万円	課税所得: 384.9万円
所得税: 23.9万円 (復興特別所得税を含む)	所得税: 35.0万円 (復興特別所得税を含む)

単身赴任で
所得税が **11.1万円増**

One Point!

今回別居手当を考慮しませんが、別居手当が支給されても、単身赴任による負担は軽減されないと考えます。

Q:経済的負担ってどれくらい?

A:単身赴任による家計負担は月平均4.28万円です。(日建協2021時短アンケート兼生活実態・意識調査)

Q:別居手当はどれくらい支給されているの?

A:日建協加盟組合では月額平均約3.2万円支給されています。(日建協2023労働条件総合調査)

Q:別居手当は非課税なの?

A:給与所得として課税されます。

今後、別居手当の充実も重要なテーマの一つです。

会社から支給された帰宅旅費72万円は、Bさんが自宅へ帰るために一時的に立替えた交通費(実費)であるにも関わらず、税法上給与所得として課税されるため、所得税が**年間111,000円**増えてしまいます。



これって結構な額だ! 家族のところに帰るためなのに…。まさか他にも問題があるのですか?

次にあげる**地方税**にも大きく関わっています。



地方税(住民税)に及ぼす影響

地方税と言っても色々あるけど、大きく影響するのは住民税(市町村民税と都道府県民税を表す総称)です。先程のAさんとBさんと比較してみます。

Aさん(自宅通勤)	Bさん(大阪に単身赴任)
給与支給額: 750万円	給与支給額: 822万円 (750万円+72万円)
給与控除額: ▲ 185万円	給与控除額: ▲ 192.2万円
給与所得: 565万円	給与所得: 629.8万円
その他控除: ▲ 219.3万円	その他控除: ▲ 229.9万円
課税所得: 345.7万円	課税所得: 399.9万円
住民税: 35.1万円	住民税: 40.5万円

地方税である住民税は、国税である所得税と算出方法が違うこと、また前年の所得にかかってくることに注意してください。計算は東京都中央区を例にしています。



単身赴任で
住民税が **5.4万円増**

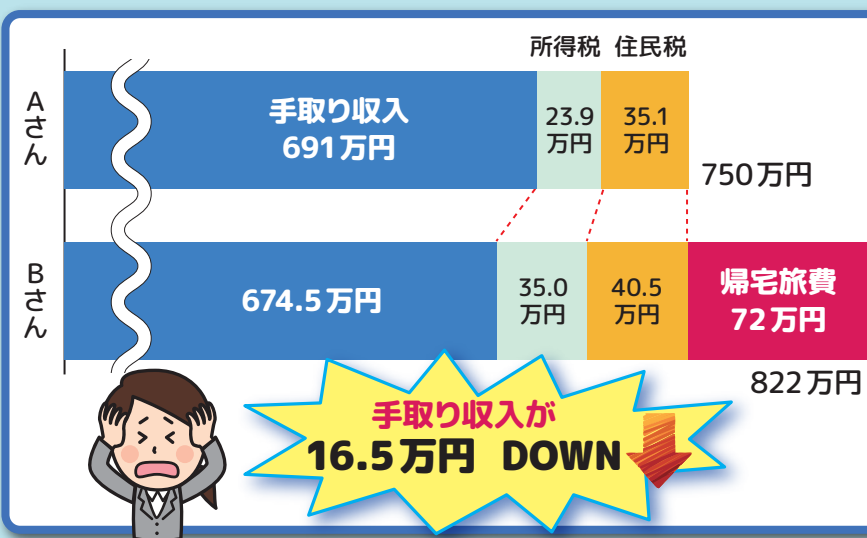


えー!? 仕事で単身赴任になったのに、個人にかなりの影響があるんですね…。

比べると**54,000円も増えて**います。仮にBさんが前年までで単身赴任が解消され自宅に戻り、Aさんと同じ年収750万円になったとしても、住民税は翌年かかってくるため、翌年の手取り収入を圧迫します。



下のグラフにまとめたので参考にして下さい。



このように、帰宅旅費が課税対象であることにより、所得税、住民税の負担が増え、手取り収入が減ります。単身赴任者の多い建設産業では解決していかなければならない問題です!



One Point!

帰宅旅費が支給され所得が増えると、社会保険料の負担も増加します。

	Aさん	Bさん	負担増
給与支給額	750万円	822万円	
厚生年金保険料	686,250円	752,130円	65,880円
健康保険料	363,740円	398,660円	34,920円
雇用保険料	52,500円	57,540円	5,040円
計			105,840円

社会保険料が **105,840円増**

納付する厚生年金保険料が増えると、将来受け取る年金も増えます。